

戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業について

1 概要

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく「戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業（平成 20 年 2 月環境大臣同意）」については、平成 24 年度の完了に向けて実施していますが、同法の期限が延長されたことを受けて、事業期間の延長及び事業費の見直しを行います。



写真1 改善工事前の状況



写真2 平成 24 年 7 月時点の状況

2 特定支障除去等事業の主な変更点

(1) 事業期間

積み上げ廃棄物の崩落防止対策工事（土留め等設置、廃棄物整形等）については、廃棄物の搬出に日時を要している等の影響により遅れが生じていますが、平成 25 年度末までに完了します。

また、地下水汚染の拡散防止対策については、当初計画した揚水量を確保できていないことから、場内井戸による揚水を平成 29 年度まで継続します。

(2) 事業費

事業期間の延長等に伴い、総事業費を約 57 億円（平成 20～29 年度）に見直します。（現計画の総事業費：約 42 億円）

(3) 横浜市環境創造審議会（平成 24 年 11 月 16 日開催）の主な意見

- ・再発防止を徹底すること。
 - ・周辺環境の監視を万全の態勢で取り組むこと。
- などの意見を頂いております。

3 スケジュール

		年度						
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H29
工 事	場内汚水漏出防止施設設置							
	地下水汚染拡散防止施設設置							
	土留め等設置							
	廃棄物整形、覆土等設置							
場内井戸揚水・施設運転管理・モニタリング等								